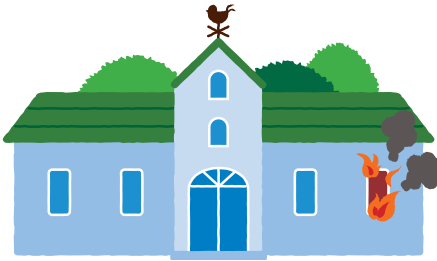


05 防災

「防災」と「不燃」の違いとは？
「防災製品」と表示されている製品は安心なの？

毎日、日本のどこかで火事が起こり犠牲になる人が後を絶ちません。

物が燃えるのは、物質と酸素が激しく反応して熱と光を出す酸化反応という化学反応です。酸化は高温になるほど激しく反応するため、物が燃え出すことにより生じた熱でさらに酸化反応を引き起こすことを繰り返し、燃え広がります。



そこで、燃えやすい通常の繊維製品に酸化反応が起こりにくいガラス繊維を混ぜたり、物質と空気の中にある酸素が酸化反応を起こしにくくする加工をしたりして物が燃えにくくする方法があり、これを「防災」と呼びます。「防災」は「不燃」とは異なり、あくまでも燃えにくいということで、小さな火源に接しても簡単に燃え上がらず、もし着火しても燃え広がらないことをいいます。

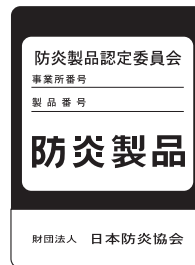
火事になってもできるだけ燃え広がらない、あるいは、燃え広がるまでの時間が遅いので逃げる時間や初期消火の時間が長く持てるなどの理由で、最近では一般家庭でも防災加工をした製品が多く使われるようになってきました。

防災加工をした防災品には、消防法で規制されている『防災物品』と、防災製品認定委員会が防災性能等を認定した『防災製品』があります。

「防災物品」は、不特定多数の人が出入りする

施設・建築物で使用されるカーテン、じゅうたんや、工事現場に掛けられている工事用シート、劇場等で使用される舞台幕等で使用が義務づけられており、それらには「防災」の表示がされています。

「防災製品」は、消費者保護の観点から、身の回りの繊維製品などの燃えやすい性質を改良し燃えにくくすることにより、これらの製品が火の燃え広がる原因（このような製品、または物質のことを消防関係者は「もえぐさ」といいます）となって発生する火災を予防するため、消防庁の指導により防災性能を、消費者の立場にたった第三者機関である「防災製品認定委員会」が認定したもので、製品には「防災製品」の表示がされています。



防災製品の寝具や衣類は、肌に接触し、小さな子どもがしゃぶったりすることがあるため、防災製品認定委員会では「防災製品の毒性審査」を行っています。法律で禁止されている化学薬品はもとより、法律で使用が禁止されていない化学薬品であっても、認定委員会が行う一般毒性試験、接触皮膚障害性試験等によって発ガン性、毒性、皮膚障害性等を調べ、安全が確認されたものだけが防災製品として認められます。

(平成 19 年 9 月)